



佐賀県公報

平成16年
3月24日
(水曜日)
第 12433号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 生活保護法に基づく指定居宅介護機関の廃止 (二二七・福祉課) 一
- 生活保護法に基づく指定居宅介護支援事業所の廃止 (二二八・") 一
- 生活保護法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退 (二二九・") 二
- 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (二三〇・") 二
- 生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (二三一・福祉課) 三
- ◎佐賀県家庭相談員設置規程の一部改正 (二三二・児童青少年課) 三
- 平成十五年度木材業者の指定 (二三三・林政課) 三
- 道路の区域の変更 (二三四・道路課) 四
- 道路の供用開始 (二三五・") 四
- 公 告
- 土地改良区役員の就退任届 (農村計画課) 四
- 佐賀都市計画及び川副都市計画道路大川佐賀線の環境影響評価方法書の縦覧 (まちづくり推進課) 五

○ 告 示

●佐賀県告示第二百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定居宅介護機関から廃止の届出があった。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 廃止年月日 平成十二年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称及び所在地

ア 名称 株式会社コムスン佐賀ケアセンター

所在地 佐賀市鬼丸町二番二十七号

サービスの種類 訪問入浴介護

イ 名称 株式会社コムスン佐賀北ケアセンター

所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二十号

サービスの種類 訪問介護

ウ 名称 株式会社コムスン唐津ケアセンター

所在地 唐津市竹木場五千二百六番地五十二

サービスの種類 訪問入浴介護

エ 名称 株式会社コムスン多久ケアセンター

所在地 多久市北多久町大字小侍六百九十二番地五

サービスの種類 訪問介護

オ 名称 株式会社コムスン鹿島ケアセンター

所在地 鹿島市納富分千三百六十番地七

サービスの種類 訪問介護

●佐賀県告示第二百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護支援事業所から廃止の届出があった。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 廃止年月日 平成十二年十二月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社コムスン
所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号
- (三) 事業所の名称及び所在地
ア 名称 株式会社コムスン佐賀北ケアセンター
所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二十号
イ 名称 株式会社コムスン多久ケアセンター
所在地 多久市北多久町大字小侍六百九十二番地五
ウ 名称 株式会社コムスン鹿島ケアセンター
所在地 鹿島市納富分千三百六十番地七
- 二 (一) 廃止年月日 平成十六年一月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人小島医院
所在地 伊万里市波多津町辻三千六百五十五番地
- (三) 事業所の名称及び所在地
名称 医療法人小島医院
所在地 伊万里市波多津町辻三千六百五十五番地
- 三 (一) 廃止年月日 平成十四年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人三瀬村社会福祉協議会
所在地 神埼郡三瀬村大字三瀬二千七百六十四番地
- (三) 事業所の名称及び所在地
名称 社会福祉法人三瀬村社会福祉協議会
所在地 神埼郡三瀬村大字三瀬二千七百六十四番地

●佐賀県告示第二百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があった。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

- 一 辞退年月日 平成十五年十二月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 秋吉恵介
所在地 三養基郡中原町大字原古賀五百十八番地四
- 三 事業所の名称及び所在地
名称 秋吉医院
所在地 三養基郡中原町大字原古賀五百十八番地四

●佐賀県告示第二百三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十六年二月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社クライム
所在地 佐賀市神園二丁目七番八号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 松下電工エイジフリー介護チェーン佐賀東店
所在地 佐賀市神園二丁目七番八号

二 (一) サービスの種類 福祉用具貸与
指定年月日 平成十六年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社サポートゆうゆう

所在地 佐賀郡川副町大字早津江百八十八番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ヘルパーサービスのぞみ

所在地 佐賀郡川副町大字早津江百八十八番地五

サービスの種類 訪問介護

三 (一) 指定年月日 平成十六年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社コムスン小城福祉用具センター

所在地 小城郡小城町二百十七番地一

サービスの種類 福祉用具貸与

●佐賀県告示第二百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人小島医院

(三) 事業所の名称及び所在地
所在地 伊万里市波多津町辻三千六百五十五番地

名称 医療法人小島医院居宅介護支援センター

所在地 伊万里市波多津町辻五千四百四十一番地

二 (一) 指定年月日 平成十五年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人三瀬村社会福祉協議会

所在地 神埼郡三瀬村大字藤原三千八百八十二番地六

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 社会福祉法人三瀬村社会福祉協議会

所在地 神埼郡三瀬村大字藤原三千八百八十二番地六

●佐賀県告示第二百三十二号

佐賀県家庭相談員設置規程（昭和四十一年佐賀県告示第百三十号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成十六年四月一日に任命される家庭相談員の任期は、第三条第二項本文の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第二百三十三号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和二十七年佐賀県条例第五十二号）第五条第一項の規定により、平成十五年度木材業者を次のとおり登録した。

平成十六年三月二十四日

木材業者

佐賀県知事 古川 康

| | | | | |
|---------|------------|-------------------|---------|-----------|
| 登録番号 | 登録年月日 | 住所 | 名称 | 役職及び氏名 |
| 佐木伊第27号 | 平成16年3月15日 | 伊万里市山代町権久津145番地30 | 有会社サンプラ | 代表取締役 林 進 |

●佐賀県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年三月二十四日から平成十六年四月二十三日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

| 道路の種類及び路線名 | 道路の区域 | | 幅員メートル | 延長メートル |
|----------------|------------------|------------------|--------|--------|
| | 区 | 間 | | |
| 県道 中津天建寺武島線 | 三養基郡三根町大字天建寺字五本黒 | 三養基郡三根町大字天建寺字一本黒 | 二一・一 | 三二六・〇 |
| | 三養基郡三根町大字天建寺字一本黒 | 三養基郡三根町大字天建寺字五本黒 | 一一・三 | |
| 県道 中津天建寺武島線 | 三養基郡三根町大字天建寺字一本黒 | 三養基郡三根町大字天建寺字五本黒 | 六・四 | 二九一・六 |
| | 三養基郡三根町大字天建寺字一本黒 | 三養基郡三根町大字天建寺字五本黒 | 五・五 | |
| 県道 中津天建寺武島線 | 三養基郡三根町大字天建寺字一本黒 | 三養基郡三根町大字天建寺字五本黒 | 六・四 | 二九一・六 |
| | 三養基郡三根町大字天建寺字一本黒 | 三養基郡三根町大字天建寺字五本黒 | 五・五 | |

●佐賀県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年三月二十四日から平成十六年四月二十三日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|----------------|---|-----------|
| 県道 中津天建寺武島線 | 三養基郡三根町大字天建寺字五本黒三七二九番地先から 三養基郡三根町大字天建寺字一本黒二六八〇番一地先まで | 平成一六・三・二四 |

○公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鹿島市七浦干拓土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成16年3月24日

佐賀県知事 古川 康

| 役職名 | 氏名 | 住 所 | 就 任 年 月 日 |
|-----|-------|----------------|--------------|
| 理事 | 中島 武満 | 鹿島市大字音成丙1595番地 | 平成16年2月15日退任 |
| | 小柳 澄夫 | 丙2299番地2 | " |
| | 松本 廣治 | 丙1008番地1 | " |
| | 北村 秋光 | 丙1050番地1 | " |
| | 小柳 洋一 | 乙1779番地 | " |
| | 野中 朝人 | 乙1603番地51 | " |

| | | | |
|-------|----------|---|--------------|
| 石橋 未弘 | 乙487番地2 | 〃 | 〃 |
| 小柳 勝弘 | 乙4355番地 | 〃 | 〃 |
| 馬場 萬次 | 丙1番地1 | 〃 | 〃 |
| 小野日出夫 | 甲5053番地 | 〃 | 〃 |
| 光武 治義 | 甲4973番地 | 〃 | 〃 |
| 小柳 和義 | 乙3925番地 | 〃 | 〃 |
| 中西 和明 | 丙1041番地 | 〃 | 〃 |
| 石橋清四郎 | 乙417番地 | 〃 | 〃 |
| 中島 武満 | 丙1595番地 | 〃 | 平成16年2月16日就任 |
| 小池 幸嘉 | 乙4201番地 | 〃 | 〃 |
| 江頭 勝巳 | 乙4351番地1 | 〃 | 〃 |
| 小柳 幸人 | 乙1869番地イ | 〃 | 〃 |
| 松本 英徳 | 丙1268番地 | 〃 | 〃 |
| 松本 誠 | 丙1411番地3 | 〃 | 〃 |
| 山下 満弘 | 乙24番地 | 〃 | 〃 |
| 山下 好照 | 乙49番地 | 〃 | 〃 |
| 光武 弘行 | 甲4689番地1 | 〃 | 〃 |
| 光武 洋康 | 甲4487番地 | 〃 | 〃 |
| 栗 芳満 | 丙1636番地 | 〃 | 〃 |
| 松本 弘義 | 乙1775番地 | 〃 | 〃 |
| 森 巻男 | 丙1054番地 | 〃 | 〃 |

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第5条の規定に基づき、次のとおり佐賀都市計画及び川副都市計画道路大川佐賀線の環境影響評価方法書を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第7条の規定により縦覧に供します。

なお、環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見書を提出することができます。

平成16年3月24日

佐賀県知事 古川 康

- 1 都市計画決定権者の名称
佐賀県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称
佐賀都市計画及び川副都市計画道路 大川佐賀線
(2) 種類
一般国道の改築
(3) 規模
延長約9km（全体延長約10km及び福岡県内延長約1km）
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
(自) 諸富町为重
(至) 佐賀市嘉瀬町
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
佐賀県佐賀市並びに佐賀郡諸富町、川副町、東与賀町及び久保田町
- 5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 縦覧場所
ア 国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所調査課
イ 佐賀県土木部道路課
ウ 佐賀市建設部都市政策課、諸富町まちづくり推進課、川副町建設下水道課、東与賀町建設下水道課及び久保田町建設課
(2) 縦覧期間
平成16年3月24日（水）から平成16年4月23日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。
- (3) 縦覧時間
午前8時30分から午後5時まで
- 6 意見書の提出期間及び提出先、その他意見書の提出に必要な事項

(1) 意見書の提出期間

平成16年3月24日(水)から平成16年5月7日(金)まで

(2) 意見書の提出先

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県土木部道路課

TEL 0952-25-7155

(3) その他提出に必要な事項

意見書には、次に掲げる事項を日本語で記載してください。

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、

その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由

購読料 一か年三、六〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年三月二十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)